

徳島県告示第473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年9月18日から令和9年1月18日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年9月18日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル板野店

所在地 板野郡板野町川端字島中須8番1ほか

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前

3,969平方メートル

変更後

5,151平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 収容台数

194台

変更後

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 収容台数

274台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

変更前

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 収容台数

29台

変更後

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 収容台数

38台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

変更前

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 面積

201.0平方メートル

変更後

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 面積

225.0平方メートル

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 容量

38.97立方メートル

変更後

(ア) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(イ) 容量

43.45立方メートル

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	午前0時	午後12時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	午前0時	午後12時
株式会社しまむら	午前10時	午後8時

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 荷さばき施設① 午前0時から午後12時まで

荷さばき施設② 午前0時から午後12時まで

変更後 荷さばき施設① 午前0時から午後12時まで

荷さばき施設② 午前0時から午後12時まで

荷さばき施設③ 午前0時から午後12時まで

(4) 変更年月日

令和9年5月1日

2 届出年月日

令和8年8月31日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年9月18日から令和9年1月18日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。